

2009年9月18日

日本エステティック振興協議会会員

一般社団法人日本エステティック協会 会員各位

一般社団法人日本エステティック業協会 会員サロン各位

一般社団法人日本エステティック工業会 会員および関係者各位

日本エステティック振興協議会

理事長 奥野 貴司

### 「セルフ脱毛」に関する注意喚起

標題の件、「セルフ脱毛」に関する注意喚起文書を当協議会会員3団体よりそれぞれの会員などに送付し、セルフ脱毛については、危険を未然に防止するために絶対に行わないよう厳重に注意喚起いたしました。

このセルフ脱毛とは、「サロンが業務用の光脱毛機器をお客様に有償で貸与し、サロン側がお客様に機器の取扱方法と施術方法を教え、お客様自らがその機器を用いてサロン内で脱毛を行う商行為」です。

本件について、ご理解を賜り、周知徹底をよろしくお願い申し上げます。

—以 上—

#### 【添付資料】

「セルフ脱毛」に関する注意喚起文書

- ・一般社団法人日本エステティック協会より会員宛
- ・一般社団法人日本エステティック業協会より会員サロン宛
- ・一般社団法人日本エステティック工業会より会員および関係者宛

本件に関するお問合せ先：

日本エステティック振興協議会

事務局（山本・五十嵐・高井）

Tel: 03-5501-1801

Fax:03-5501-1805

2009年9月17日

会員各位

東京都千代田区麹町 2-12 CTS 麹町ビル 4F  
一般社団法人日本エステティック協会  
理事長 荘司礼子

## 「セルフ脱毛」に関する注意喚起

拝啓 会員各位におかれましてはますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、当協会の活動にご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当協会加盟の日本エステティック振興協議会が運営しておりますエステティック消費者相談センターに、「セルフ脱毛」による身体的危害の苦情が入りましたので、会員サロン各位に以下のとおり注意を喚起申し上げます。

このセルフ脱毛とは、「サロンが業務用の光脱毛機器をお客様に有償で貸与し、サロン側がお客様に機器の取扱方法と施術方法を教え、お客様自らがその機器を用いてサロン内で脱毛を行う商行為」です。インターネットを検索すると、このサービスは最近徐々に増えてきているようです。

問題のサロンは、当協会加盟のサロンではありませんが、光脱毛自体が以下に述べるように危険性を伴う施術サービスであります。従って、機器の取扱方法と施術方法に熟練していないお客様が自ら行うセルフ脱毛は非常に危険でありますので、会員各位におかれましては絶対に行わないよう本書をもって厳重に注意喚起申し上げます。

まずは、レーザー・光脱毛に関する当協会の姿勢について、改めてお知らせいたします。

「医師免許を有しない者による脱毛行為等の取扱について」と題する 2001 年(平成 13 年)11 月 8 日付け厚生労働省医政局医事課通知は、「医療用であるか否かを問わず、レーザー光線又はその他の強力なエネルギーを有する光線を毛根部に照射し、毛乳頭、皮脂腺開口部等を破壊する行為は医師でないものが行えば医師法第 17 条違反となる。」という見解を示しております。

医療範囲外のレーザー・光脱毛（一時脱毛）に対する当協会の姿勢は、「美容レーザー・光脱毛は、協会の教育範囲外の施術であり、原則として会員サロン内では行わない。行なうのであればサロンは自己責任のもと、厚生労働省が出した通知に基づき、お客さまに危害を加えることのないよう万全の注意を払って行うこと。」であります。

元来医療範囲以外美容レーザー・光脱毛でも、①安全性が確保された美容レーザー・光

脱毛機器を用いて適切な出力設定を行わねばならないこと、②適切な教育・訓練を受けた美容レーザー・光脱毛技術者(エステティシャン)が、十分な知識と理解のもとに施術を提供すること、が絶対条件なので、お客様が自分で実施するなどは論外のことです。

従って、一般社団法人日本エステティック協会は、いかなる理由があるにせよ会員サロン内において、お客様に業務用脱毛機器の取扱方法と施術方法を教え、お客様ご自身に業務用機器を用いて施術を行わせる商行為、所謂、「セルフ脱毛」は行わないよう強く要請いたします。

会員におかれましては、上記について充分ご理解いただき、周知徹底するよう何卒よろしくお願い申し上げます。

敬具

2009年9月17日

一般社団法人日本エステティック業協会  
会員サロン各位

東京都千代田区永田町 2-10-2  
永田町 TBR ビル 606 号  
一般社団法人日本エステティック業協会  
理事長 奥野 貴司

## 「セルフ脱毛」に関する注意喚起

拝啓 貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、当協会の活動にご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当協会加盟の日本エステティック振興協議会が運営しておりますエステティック消費者相談センターに、「セルフ脱毛」による身体的危害の苦情が入りましたので、会員サロン各位に以下のとおり注意を喚起申し上げます。

このセルフ脱毛とは、「サロンが業務用の光脱毛機器をお客様に有償で貸与し、サロン側がお客様に機器の取扱方法と施術方法を教え、お客様自らがその機器を用いてサロン内で脱毛を行う商行為」です。インターネットを検索すると、このサービスは最近徐々に増えてきているようです。

問題のサロンは、当協会加盟のサロンではありませんが、光脱毛自体が以下に述べるように危険性を伴う施術サービスであります。従って、機器の取扱方法と施術方法に熟練していないお客様が自ら行うセルフ脱毛は非常に危険でありますので、会員各位におかれましては絶対に行わないよう本書をもって厳重に注意喚起申し上げます。

まずは、レーザー・光脱毛に関する当協会の姿勢について、改めてお知らせいたします。

「医師免許を有しない者による脱毛行為等の取扱について」と題する 2001 年(平成 13 年)11 月 8 日付け厚生労働省医政局医事課通知は、「医療用であるか否かを問わず、レーザー光線又はその他の強力なエネルギーを有する光線を毛根部に照射し、毛乳頭、皮脂腺開口部等を破壊する行為は医師でないものが行えば医師法第 17 条違反となる。」という見解を示しております。

当協会としては、「レーザー・光脱毛は、原則として会員サロン内では行わないこと。既に行っているサロンは自己責任のもと、お客さまに危害を加えることのないよう万全の注意を払って行って欲しい。必ずしも当該施術を推奨するものではないが、この通知に抵触しな

い範囲において、エステティックサロンで一時的な除毛・減毛である【美容レーザー・光脱毛施術】を安全に行うことは許容されると考える。そのためには、①安全性が確保された美容レーザー・光脱毛機器を用いて適切な出力設定を行うこと、②適切な教育・訓練を受けた美容レーザー・光脱毛技術者(エステティシャン)が、十分な知識と理解のもとに施術を提供すること、が絶対条件です。美容レーザー・光脱毛は、お客様のニーズも高く、安全な機器を用いて適切な技術者が適切に施術すれば有効な脱毛手段と思われるので、行政機関や業界他団体と相談しながら、安全な自主基準ルールを策定していきたい。」と考えております。

以上に申し上げた趣旨から、当協会は、お客様への光脱毛トリートメントは、十分な知識と技術をもった技術者が行わなければならないものであると考えております。従って、一般社団法人日本エステティック業協会は、いかなる理由があるにせよ会員サロン内において、お客様に業務用脱毛機器の取扱方法と施術方法を教え、お客様ご自身に業務用機器を用いて施術を行わせる商行為、所謂、「セルフ脱毛」は行わないよう強く要請いたします。

会員におかれましては、上記について充分ご理解いただき、周知徹底するよう何卒よろしくお願い申し上げます。

敬具

2009年9月17日

業務用美容レーザーライト脱毛機器  
製造販売及び輸入販売事業経営者様  
中古機器販売事業経営者様

東京都台東区東上野1-13-2  
成田第2ビル  
一般社団法人  
日本エステティック工業会  
理事長 瀧川 晃一  
Tel.03-3837-5510

## 「セルフ脱毛」抑止のお願い

拝啓

貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、当工業会の活動にご協力を賜り誠にありがたく厚く御礼を申し上げます。

さて御社では、脱毛エステティックサロン各店様からの脱毛トリートメントの根強い要求に応えるべく様々なご配慮をなされておられることと存じます。

ところで、最近各エステティックサロン様のメニューで目につきますのは「セルフ脱毛」トリートメントがありこの内容は、エステティックサロンの施設や設備を一時的に有料で貸与し、トリートメントさせるご意向をホームページから確認させていただきました。

しかし、最近某「セルフ脱毛」サロンではトリートメントした消費者が「ヤケド」事故を負ったと報告され、この解決に損害賠償金を支払った事例が発生したと聞き及びました。

「セルフ脱毛」は、あくまで消費者の自己責任で実施するという考えのもとに成り立っているようです。しかし、機器の取扱方法と施術方法に熟練していない消費者に施設或いは設備を貸与したエステティックサロン経営者は、消費者の自己責任で片づけるわけには行かず、指導・監督についての過失責任を問われかねません。また、機器の製造販売或いは輸入販売事業者も全く関与しないとのスタンスは取れないものと存じます。

一般社団法人日本エステティック工業会は、業務用美容レーザー・ライト脱毛機器は、適正に教育を受けたエステティシャンのみが使用する機器であり、機器に何ら知識のない一般消費者が安易にこれを使用することは非常に危険であると考えております。従って、当工業会は、いかなる事由があるにせよ「セルフ脱毛」を業界挙げてこれを抑止して危害防止に努

力をしてまいります、御社におかれましても、是非ご協力をお願い申し上げる次第でございます。

当工業会の会員各位は、今後事前に取り交わす美容レーザー・ライト脱毛機器の売買基本契約書等において、「セルフ脱毛」に当該機器を使用してしてはならない旨及びいかなる事由があるにせよ、この機器を用いて「セルフ脱毛」を実施した場合には、機器の引き揚げや一切のメンテナンスサービスを停止するなどの条文を整備され、この条文の趣旨に沿った規制・対策をとられるようお願い申し上げます。

御社におかれましても、是非ご賛同を賜りますようお願いを申し上げます。

また、既にご採用を頂いております機器に関しても、実際どのようなご使用をなされているか実地調査頂き、その結果是正すべき事がございましたら積極的なご対応をお願い申し上げます。

更に、エステティック業を取り巻く経済環境は、景気の低迷から些細なトラブルでもこれを増大化させるようなケースもあるようです。

このように、私共エステティック業に拘わります事業者は細心の注意を払い、エステティックサロン様のよきアドバイザーとして他の第三者から付け入るすきを見せない「安心」と「安全」の確実な技術の提供を是非ご指導を賜りますようお願い申し上げます。

何とぞ、このご趣旨をご理解賜り「セルフ脱毛」抑止にご理解とご協力をお願い申し上げます。

敬具